



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース①

2022/12/19

NO.494 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

裏面もご覧ください

村上市議会 開会

「インボイス制度の実施延期・中止を求める意見書」を国に提出することを求める請願をしました

6日、村上市議会の初日が開会され、民商や各団体からの「インボイス制度実施延期・中止を求める」請願について、民商の紹介議員でもある上村議員は趣旨説明をし、議員からの質問に答えていました。



1番 上村 正朗 議員 無会派
 請願の質問に答える上村議員

忘年会のご案内

日時	12月18日(日) 午後5時から
場所	せゑ奴(荒川地区坂町)
会費	3千円

参加ご希望の方は、

民商へご連絡をお願いします。



◆12月なんでも相談会

日時	12月16日(金) 午後2時から
会場	民商事務所

※相談希望の方は事前にご連絡を。

◆インボイス制度学習説明会

日時	12月24日(土) 午後3時から
会場	民商事務所

※参加希望の方はご連絡を。

◆年末調整相談会

日時	1月10日(火) 午後2時から
会場	民商事務所

※対象の方は年明けにご連絡します。

婦人部から部員のみなさまへ お花をプレゼントしました

婦人部では、毎年12月に部員の皆さんへお花をプレゼントしています。

5日、38名の部員さんのご自宅を役員が分担し一軒一軒訪問。今年のお花は『ポインセチア』。そのお花にはメッセージカードを一緒に添えてお届けしました。「ありがとう。去年のお花も大事に育ててるよ」「素敵な鉢植えをありがとうございます。クリスマスらしいね」「綺麗なお花をわざわざありがとうございます。実は：待ってたよ。早速飾るわ」と喜びの声をたくさんいただきました。

生花業の阿部婦人部長は「一年は早いもので、今年も皆さんにお花を届けられて良かった」と話していました。



過払い金の相談も受付しています

12月の無料法律相談

日時	12月13日(火)
----	-----------

午前10時30分

会場	村上民商事務所
----	---------

弁護士	新潟中央法律事務所
-----	-----------

小淵真理子弁護士

※相談受付締め切り 12月9日(金)

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
 ☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
 事務局まで連絡を。



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース②

2022/12/19

NO.494 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

『宣伝カー🚗』で宣伝活動をしています

民商を幅広く知ってもらおうと竹内会長は、皆さんの地域を車でまわり、音声を流しながら宣伝活動をしています。その車の両側のドアには、マグネットを貼り付け「消費税減税！」を掲げ走っています。このマグネットは、会員さんに作っていただきました。



村上市畑作農業者肥料高騰対策 事業補助金

肥料価格高騰の影響を受けている畑作農家に
 対し、農業経営の下支えとなる支援としての
 補助金

対象者 令和4年1月1日から12月31日ま
 での間に、出荷・販売を目的とした畑作物等を
 10アール以上作付け・栽培していること

補助額 出荷・販売を目的とした畑作物等の
 作付け・栽培面積（補助対象面積は合計10ア
 ール以上）に対し、10アールあたり2千円を乗
 じた額、1農業者あたり上限50万円

申請期間

12月1日から1月31日

春期特別会費(3000円)の 納入にご理解・ご協力を

確定申告に向けて、春期特別会費は、確
 定申告資料の作成・印刷や、相談会チラシ
 の印刷・新聞折り込みなど大量の宣伝の費
 用に使われます。厳しい経済状況の中で
 が、財政難の村上民商の現状、宣伝の重要
 性等をご理解頂き、12月通常会費と一緒
 にご入金いただければ幸いです。宜しくお
 願い致します。
 村上民商・役員会

確定申告に向けてパンフレットを 今週から順次配布します

来年の申告に向けて『自主計算パンフレッ
 ト本編』・『別冊』、『自主計算ノート』の
 配布を今週から順次、会員さんにお届けし
 ます。一年間の売上・仕入・経費等の記帳を
 し、確定申告に間に合うよう今から準備をお
 願ひします。自主計算パンフレット本編・別
 冊には、所得計算や消費税のしくみ、インボ
 イス制度、確定申告書の書き方などが掲載さ
 れていますので活用しましょう。

▼総収入金額となるもの

年内に販売をしたが、12月31日現在で
 受け取っていない代金を収入にプラスしま
 す。また、前年に販売して当年に受け取った
 代金をマイナスします。また、新型コロナ関
 連の給付金等も雑収入となります。

▼必要経費となるもの

年内に購入したが、12月31日現在でま
 だ代金を支払っていない金額を経費にプラス
 します。また、前年に購入して当年に代金を
 支払った金額をマイナスします。

▼家事関連費などの除外と自家消費

租税公課や水道光熱費、通信費、地代家
 賃、接待交際費などには、自宅分や事業に関
 係のない支出が含まれている場合があります。
 この支出は必要経費から除く必要があります。
 自宅とお店や工場が一緒になっている
 場合は、使用割合などでその支出をあん分し
 ます。仕入れたものを自分で使うことを自家
 消費といい、その場合には仕入れ金額相当額
 を売上上に計上します。